

## 平成 18 年度 第 1 回練馬区国民保護協議会 議事録

### 【日時】

平成 18 年 6 月 20 日（火） 10:05～10:45

### 【場所】

練馬区役所本庁舎 7 階 練馬区防災センター

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 会長挨拶
- 4 議題
  - ( 1 ) 練馬区国民保護協議会について
  - ( 2 ) 練馬区国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）について
  - ( 3 ) 国民保護のしくみ
  - ( 4 ) 練馬区国民保護計画作成の基本的考え方（素案）
  - ( 5 ) 練馬区国民保護計画体系（素案）
  - ( 6 ) 平成 18 年度練馬区国民保護協議会関連スケジュール（案）
  - ( 7 ) その他
- 5 閉会

### 【提出資料】

- ( 資料 1 ) 練馬区国民保護協議会について
- ( 資料 2 ) 練馬区国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）について
- ( 資料 3 ) 国民保護のしくみ
- ( 資料 4 ) 練馬区国民保護計画作成の基本的考え方（素案）
- ( 資料 5 ) 練馬区国民保護計画体系（素案）
- ( 資料 6 ) 平成 18 年度練馬区国民保護協議会関連スケジュール（案）

## 【会議概要】

### 1 練馬区国民保護協議会について

#### (1) 練馬区国民保護協議会について

事務局より資料1表面をもとに説明

目的

区市町村の国民保護措置に関して住民の意見を求め、当該措置に関する施策を総合的に推進することである。

所掌事務

国民保護計画を作成または変更するときに、区長の諮問に応じて同計画を審議し、意見を述べること、国民の保護のための措置に関する重要事項に関し、区長の諮問に応じて重要事項を審議し、意見を述べることである。

運営

協議会の会議は会長（区長）が招集し、議長となること、協議会には委員を補佐する幹事を設置すること。（5月30日に第1回の幹事会を開催。）

根拠規程

国民保護法第39条、同法第40条および練馬区国民保護協議会条例である。

その他

区の国民保護計画は、平成16年9月17日付け総務省消防長官通知により、区市町村については平成18年度に作成することが求められている。

#### (2) 練馬区国民保護協議会条例について

事務局より資料1裏面をもとに説明

目的

第1条の目的では、国民保護法第40条第8項の規定に基づき、国民保護協議会の組織および運営に関し必要な事項を定めることを規定している。

委員および専門委員

第2条の委員および専門委員では、協議会の委員の人数、専門委員を置くことが可能であり、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されることを規定している。

会長の職務代理

第3条の会長の職務代理では、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することを規定している。

会議

第4条の会議では、協議会の会議は、会長が招集し、その議長となること、協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこと、協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数

のときは、議長の決するところによることを規定している。

#### 幹事

第5条の幹事では、協議会に幹事を置くこと、幹事は、委員の属する機関の職員から、区長が任命すること、幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐することを規定している。

#### 部会

第6条の部会では、協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができること、部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名すること、部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たること、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理することを規定している。

#### 雑則

第7条の雑則では、その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることを規定している。

## 2 練馬区国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）について

### (1) 練馬区国民保護対策本部について

事務局より資料2表面をもとに（練馬区と東京都を比較して）説明

#### 所掌事務

「国民保護対策本部」の所掌事項等として、その役割は、練馬区については、区の区域において区が実施する国民保護措置を総合的に推進すること。東京都については、指定公共機関等を含め東京都の区域において都内で実施する国民保護措置を総合的に推進すること。

構成は、練馬区については、本部長が練馬区長、本部員が助役、教育長、練馬区の区域を管轄する消防吏員、区職員のうち本部員に任命された者となる。東京都については、本部長が都知事、本部員が副知事、教育長、警視總監、消防總監、都職員のうち本部員に任命された者となる。

#### 権限

権限は、練馬区については、練馬区の区域内の国民保護措置に関する総合調整、都の対策本部長に対する総合調整の要請、国の対策本部長の総合調整について、都の対策本部長が行う要請の求め、国の対策本部長または都の対策本部長への情報提供の求め、関係機関への国民保護措置実施状況の報告または資料の求め、教育委員会に対する措置の実施の求めがある。東京都については、練馬区と同様に国等に関する働きかけが明記されている。

#### 根拠規定

国民保護法第27条（役割）、同法第28条（構成）、同法第29条（権限）、およ

び練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例である。

## ( 2 ) 国民保護対策本部および緊急対処事態本部条例について

事務局より資料 2 裏面をもとに説明

### 目的

第 1 条の目的では、国民保護法第 31 条および同法第 183 条において準用する同法第 31 条の規定に基づき、練馬区国民保護対策本部および練馬区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを規定している。

### 職員

第 2 条の職員では、対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことを規定している。

### 組織

第 3 条の組織では、対策本部に本部長室および部を置くこと、部に部長を置くこと、本部長室および部に属すべき対策本部職員は、練馬区規則で定めることを規定している。

### 職務

第 4 条の職務では、本部長は、対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督すること、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理すること、部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理すること、本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事すること、その他対策本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事することを定めている。

### 会議

第 5 条の会議では、本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集すること、本部長は、国民保護法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他練馬区の職員以外の者を会議に出席させたときは、この出席者に対し、意見を求めることができることを規定している。

### 現地対策本部

第 6 条の現地対策本部では、国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てること、国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理することを規定している。

### 雑則

第 7 条の雑則では、その他対策本部に関し必要な事項は、練馬区規則で定めることを規定している。

### 3 国民保護のしくみ

#### (1) 国民保護のしくみについて

事務局より資料3表面をもとに説明

武力攻撃事態等における国民保護の基本は、国民保護法（平成16年）国の基本指針（平成17年）都道府県国民保護計画（平成17年度）等に基づき対処することが前提となる。

国、都道府県、区市町村、指定公共機関等は、国の基本方針に基づき、連携・役割分担をし、円滑かつ迅速に国民保護措置を実施し、住民の避難・救援、被害の最小化を図る。

国が想定する事態類型は、武力攻撃事態として、「着上陸侵攻」、「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、「航空攻撃」、緊急対処事態として、「危険物質を有する施設への攻撃」、「大規模集客施設等への攻撃」、「大量殺傷物質による攻撃」、「交通機関を破壊手段とした攻撃」の8類型。

国民保護に関する業務の全体像は、大きく分け、「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」の3つ。その指示等の流れは、国の対策本部から都道府県、都道府県から区市町村、区市町村から住民となる。

#### (2) 防災と国民保護の違いについて

事務局より資料3裏面をもとに説明

国民保護と従来の防災計画では、「原因」、「事務的性質」、「対応主体」、「費用負担」、「対策本部」、「避難」、「区民等への指示」の面で主に違いがある。

### 4 練馬区国民保護計画作成の基本的考え方（素案）

#### (1) 練馬区国民保護計画作成の基本的考え方（素案）について

事務局より資料4表面をもとに説明

国は、国民保護計画作成の基本的考え方として、「都道府県の責務（法第3条）」、「都道府県計画（法第34条）」を国民保護法で定めるとともに、「国民保護措置の基本的指針」、「武力攻撃等の事態想定（8類型）の提示」、「避難、救援、武力攻撃災害への対処等に係る措置・留意事項」に関する基本指針を閣議決定し、その枠組みを示した。これに基づき、平成17年度よりそれぞれの都道府県では国民保護計画が作成されている。

東京都国民保護計画のポイントは、「国の示した基本指針、モデル計画を基本とする」、「東京の特性、実効性に配慮する」、「災害対策等の従来のしくみを最大限に活用する」の3つ。

#### (2) 練馬区国民保護計画の作成指針（素案）について

事務局より資料4裏面をもとに説明

練馬区国民保護計画の作成方針（素案）は、「東京都区市町村国民保護モデル計画の内容を反映し、練馬区地域防災計画のしくみを準用した計画とする」、「住宅都市の性格を有し緑に恵まれている一方で、様々な施設、ターミナル機能を持つ練馬駅等を有するなど、地域の実情を念頭においた計画とする」、「憲法に保障する基本的人権を重視した計画とする」、「要介護者等の災害時要援護者に配慮した計画とする」、「区民の自助・共助の活動に理解を求める計画とする」、「計画策定後においても、PDCAサイクルによる不断の見直しのしくみを含んだより実効性の高い計画とする」の6つ。

## 5 練馬区国民保護計画体系（素案）

事務局より資料5をもとに説明

練馬区国民保護計画（素案）の体系は、東京都区市町村国民保護モデル計画に基づき作成したもので、「第1編 総論」、「第2編 平素からの備え」、「第3編 武力攻撃事態等への対処」、「第4編 復旧等」、「第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」の5編で構成している。なお、第5編の大規模テロ等への対処について、都のモデル計画では、武力攻撃事態への対処を準用することとしているが、東京都23区を構成する練馬区としてその可能性等の高さを考慮し、区の計画では、詳細な対応を計画に盛り込む。

意見

事務局説明

次回の協議会では計画（素案）を諮問することを予定している。

会長説明

お気づきの点があれば事務局までご意見を頂き、それを出来るだけ計画素案作成に反映していきたい。

幹事会委員

（ 発言は特になし。）了承。

## 6 平成18年度練馬区国民保護協議会関連スケジュール（案）

事務局より資料6をもとに説明

今後のスケジュールは、8月7日に第2回幹事会、8月28日に第2回協議会を開催し、詳細な計画素案について、ご討議頂き、そして、12月上旬に第3回幹事会、同月中旬以降に第3回協議会を開催し、最終的な答申案について了解を頂くことを予定している。

この間、庁内においても、6月から7月にかけて計画検討委員会を開催し、検討を進めることとする。

約 400 団体ある区内自主防災組織に対し、10 月 7 日、計画素案の段階のものについて説明会を実施する。一般区民については、その都度計画の体系、議事録や素案・答申等を区ホームページに掲載し、周知を図っていく。また、10 月頃には区報等を通じて、パブリックコメントの手続により計画素案についてのご意見を一般区民から頂くことを予定している。

最終的な東京都との区国民保護計画の内容協議については、平成 19 年 1 月頃から計画案の協議等を開始し、その意見も聴いた上で、計画を最終確定させる予定となっている。